

		原規約	新規約(2026/7/30版)
QR決済に関する特約			
2	-	第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
2	12	auペイメント株式会社が提供する決済手段であって「au Pay」と称して提供する品目	auフィナンシャルサービス株式会社が提供する決済手段であって「au Pay」と称して提供する品目
第6章 UnionPay QRコード決済サービス			
87	-	第87条(調査)	第87条(調査)
87	1	利用者は、リクルート等から顧客の苦情や紛争等に関する照会または要請の通知を受領してから5営業日以内に、取引データその他の情報または資料を電子メールまたはリクルート等に要求される他の方法でリクルート等に対して提出するものとします。	リクルート等が顧客の苦情や紛争等に関する照会または要請の通知をUnionPayから受領した場合、リクルート等は利用者に対して調査を行います。利用者は、リクルート等がUnionPayから当該照会または要請の通知を受領した日から7営業日以内に、取引データその他の情報または資料を電子メールまたはリクルート等に要求される他の方法でリクルート等に対して提出し、当該照会または要請に対して回答するものとします。ただし、法的規制、顧客の苦情、否定的な報道に関する事項その他リクルート等が指定する事項については、利用者は、リクルート等がUnionPayから当該照会または要請の通知を受領した日から5営業日以内に回答するものとします。